

福岡市保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 保育所等保育士資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第11号）及び「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（厚生労働事務次官通知）の別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業」を活用し、保育所、認定こども園、認定こども園の認定を目指す幼稚園、乳児院及び児童養護施設（以下「対象施設」という。）に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者（以下「対象者」という。）の保育士資格取得を支援することで保育士の増加を図り、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設長等 対象施設の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (2) 養成施設 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(対象施設)

第4条 対象施設（公立を除く。）は、福岡市内に所在する次の各号のとおりとする。

- (1) 保育所児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項の規定及び第39条により設置された保育所。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の規定により認定を受けた、同条第2項第2号に規定する施設及び同条第3項の規定により認定を受けた施設（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の保育所部分及び保育所機能部分。但し、第5条第2項の対象者は、この限りではない。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、平成31年3月31日までに、認定こども園法第3条第2項第1号に規定する施設（以下「幼稚園型認定こども園」という。）又は幼保連携型認定こども園の認定を目指す施設幼稚園。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項及び第37条の規定により設置された乳児院。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項及び第37条の規定第41条の規定により設置された児童養護施設。

(対象者)

第5条 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、養成施設において保育士資格取得に必要な教科目の受講を開始した対象者は、福岡市内に住所を有し、対象施設に勤務する、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 養成施設の卒業、又は「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第

1201002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の8に規定する特例対象者であつて、児童福祉法施行規則第6条の11第2項の規定により保育士試験の全てを免除される方法により保育士資格を取得する者。

(2) 養成施設での受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制)により保育士資格を取得する者。

(3) 保育士資格取得後の勤務に関しては、以下のとおりとする。

ア 保育所においては、対象者が保育士証の交付を受けた日から起算して1年間以上当該施設に勤務すること。

イ 幼稚園においては、対象者が保育士証の交付を受けた日において、当該施設が幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受けている場合は、対象者が保育士証の交付を受けた日から起算して1年間以上、当該施設の保育所部分及び保育所機能部分に勤務すること。また、幼稚園が当該認定を受けていない場合は、保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に保育所又は認定こども園に勤務を開始し、当該施設に1年間以上勤務すること。

ウ 乳児院又は児童養護施設においては、保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に保育所又は認定こども園に勤務を開始し、当該施設に1年間以上勤務すること。

(4) 前項の勤務に関し、保育所又は認定こども園での勤務開始後1年間を満たずに休職又は退職し再度当該保育所又は認定こども園に勤務した者及び保育所又は認定こども園での勤務開始後1年間を満たずに他の保育所等に勤務を変更した者については、各々の勤務期間を合算し、本事業の実施期限までの間に合計1年間以上勤務することとする。

(5) 過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業したもので、その教科目を履修することで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

(6) 養成施設受講料等は、対象者が本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び取得後1年間、保育所又は認定こども園に勤務することができない場合は、補助の対象としない。

(7) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、対象としない。

2 平成27年4月1日以降に、養成施設において保育士資格取得に必要な教科目の受講を開始した対象者は、福岡市内に住所を有し対象施設に勤務し、第1項(1)(2)(5)(7)及び次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に対象施設に勤務を開始し、1年間以上対象施設に勤務すること。ただし、補助金は勤務することが決定した後に支払うこととする。

(2) 対象者が本事業の実施期限までに保育士資格の取得及び対象施設へ勤務を開始しない場合は補助の対象としない。

(補助対象事業)

第6条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助金を交付する対象となる施設(以下「対象施設」という。)に勤務している保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した、養成施設での受講経費とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料(養成施設における受講の開始に際し、

当該養成施設に納付する入学金又は登録料), 受講料(面接授業料, 教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。))及び上記経費の消費税とする。

2 次の各号に掲げる経費は, 補助対象外経費とする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
- (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン, タブレット等の器材等

3 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも, 支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

4 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の, クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は, 対象としない。

5 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。

6 原則, 対象施設が対象経費を負担すること。但し, 対象施設と対象者がお互い協議のもと, 対象者が対象経費を負担することとした場合は, この限りではない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は, 予算の範囲内において市長が決定し交付することとし, 次に定める補助率により算出された額を上限とする。

(1) 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

対象者1人につき, 養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし, 300千円を上限とする。

(2) 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

対象者1人につき, 養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし, 上限は次のとおりとする。

ア 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知)別表②及び③を活用する者(以下「特例制度対象者」という。)については100千円

イ 上記通知別表の①を活用する者については200千円

2 算定した補助額に端数が生じた場合, 小数点以下を切り捨てて整数とする。

(事業の実施計画書の提出)

第9条 第5条第1項の対象者の養成施設受講料等を負担し本事業を実施しようとする, 施設長等は, 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に, 保育所等保育士資格取得支援事業実施計画書(様式第1号。以下「実施計画書」という。)及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

(1) 対象者が当該保育所等に勤務していることが確認できる書類

(2) 対象者が, 養成施設に在学していることが確認できる書類

2 第5条第2項の対象者の養成施設受講料等を負担し本事業を実施しようとする施設長等は, 養成施設に入学した日又は, 養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日(以下「受講開始日」という)の属する月の末日までに実施計画書及び次の各号に掲げる確認

書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が当該保育所等に勤務していることが確認できる書類
- (2) 対象者が、養成施設に在学していることが確認できる書類

(事業の実施計画書の受理及び通知)

第10条 市長は、施設長等から前条の実施計画書が提出された時は、内容を確認し、本事業の対象の可否を決定し、保育所等保育士資格取得支援事業実施計画書受理通知書(様式第2号。以下「受理通知書」という。)により、当該施設長等に通知を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 第5条第1項の対象者で前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする施設長等は、保育士証の交付を受けた日から起算して当該施設に1年間勤務することが見込まれる日の属する年度の4月30日までに、保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

ただし、幼稚園、乳児院又は児童養護施設に勤務する者が、保育所又は認定こども園に勤務を開始する場合については、保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に勤務を開始し、勤務を開始した日から起算して当該施設に1年間勤務することが見込まれる日の属する年度の4月30日までに、交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の対象者で前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする施設長等は、受理通知を受けてから1か月以内に交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、実施計画書の提出を行った年度の次年度以降に補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受理通知書の写し
- (2) 対象者が対象施設に勤務していることが確認できる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第12条 市長は、施設長等から前条に基づく補助金の交付の申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第13条 第11条1項の申請を行った施設長等は、対象者が保育士証の交付を受けた後、保育所又は認定こども園に勤務を開始した日から起算して1年間経過した日の属する月の末日までに、第11条2項の申請を行った施設長等は、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育所等保育士資格取得支援事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)及び次の各号に掲げる書類により、市長に実績報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

- (1) 第5条第1項の対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務していることが確認できる書類。

第5条第2項の対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務することの決定が確認できる書類。

(2) 養成施設の長が発行する養成施設受講料等の領収書あるいはクレジットカード契約証明書（クレジットカード伝票の受講者用控に養成施設が必要事項を付記したものを含む。）

なお、領収書に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。また、必要に応じて対象者が勤務する施設了承の上で写しを取り、確認後、原則として対象者が勤務する施設に返却する。

(3) 対象者の保育士証の写し

2 前項の2号に規定する領収書（又はクレジットカード契約証明書には、次の事項が記載されていることとする。

(1) 養成施設の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額（又はクレジットカード契約額）

(4) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

(5) 領収日（又はクレジットカード日）

(6) 領収印

3 対象者が一時的に養成施設に受講料等を支払った後、後日受講者が勤務する対象施設が負担し、実績報告をする場合は、当該施設の施設長等が当該対象者に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

4 対象者が資格取得後、勤務する補助対象施設を変更し、当該施設の施設長等が、第10条の受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等が変わって養成施設受講料等を負担し、実績報告をする場合は、勤務する施設の施設長等が、当該受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

(補助金の確定、通知及び交付)

第14条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、保育所等保育士資格取得支援事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めた場合は、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた施設長等の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

2 施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

(申請の変更)

第16条 施設長等は、交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、保育所等保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号。以下「変更交付申請書」という。）により、市長に申請しなければならない

(変更交付決定及び通知)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補

助金変更交付の可否を決定し、保育所等保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。）により、通知を行う。

（申請の取り下げ）

第18条 補助金の交付の申請をした施設長等は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書に係る対象者の補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付取下書（様式第9号。以下「交付取下書」という。）により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の決定取消し及び返還）

第19条 市長は、本事業の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

（1）暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

（2）法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合

（3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したものの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（事業の実施期限）

第21条 第5条第1項の対象者の実施期限は、26年10月1日から平成27年3月31日までの間に養成施設において教科目の受講を開始した者について、保育士証の交付を受けた日から起算して対象施設において1年間勤務した月の末日又は平成32年3月31日のいずれか早い日とする。

2 第5条第2項の対象者の実施期限は、受講開始日を起算とし4年が経過する日の属する年度の末日又は本要綱の終期に定めるものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

ただし、平成26年4月1日から平成26年9月30日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日より施行する。

ただし、平成27年4月1日から平成27年11月30日までの間に受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。